



成迫社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-33-2223
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
松本事務所 TEL 0263-38-7300
長野事務所 TEL 026-291-4160
飯田事務所 TEL 0265-25-0261



キャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給要件が変更されます！

度々労務通信でもご紹介させていただいているキャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給要件が平成30年4月1日より変更されます（平成30年度予算が成立した場合）。

雇用関係助成金の中でも取り組みやすい助成金ですが、今後支給申請する際は注意が必要となります。主な変更点として、下記の要件が追加されました。

□要件 有期契約労働者からの転換の場合、対象労働者が転換前に事業主に雇用されていた期間が3年以下に限ること

□要件 正規雇用等へ転換した際、転換前の6ヵ月と転換後の6ヵ月の賃金（★）を比較して、5%以上増額していること

【例】時間給1,000円、月労働時間160時間のパートが、月給160,000円の正社員へ転換した場合、（4/1前）有期雇用労働者の雇用の安定・処遇の安定が図られたため、支給対象になります。（4/1以降）雇用の安定・処遇の安定は図られたが、賃金が5%増額していないため、支給対象になりません。

月給にて支給対象とするには、賃金5%増額である168,000円以上が必要！

（★）月給160,000円でも下記の要件①または②を満たせば支給対象にすることができます。

①賞与にて、正社員への転換6ヵ月前後の賃金総額を5%以上増額させる。

※賞与にて賃金を5%増額させる場合は、就業規則等に支給時期および支給対象者が明記されている場合に限りです。

②月給の他に諸手当（役職手当、資格手当など）を支給し、賃金を5%以上増額させる。

※通勤手当、時間外手当、休日手当、歩合給は対象外です。

新たな支給要件が付け加えられることにより、今までのように時間給のパートを単純に月給に変えれば受給できる助成金ではなくなりますが、上記の内容を踏まえれば支給要件は満たします。

ただし②のように新たな諸手当を新設すると、支給要件は満たしますが、予定どおり2020年（中小企業は2021年）から「同一労働同一賃金」が実施された場合、非正規社員にも同様の手当を支給しなければならなくなるため、慎重な検討が求められます。

4月以降に正社員への転換を考えている事業主は、取り組みを実施する前に一度弊社担当者までご相談ください。

小島 智

平成30年3月分（4月納付）から、協会けんぽの保険料率が変わります！

協会けんぽの健康保険料率は各都道府県により異なり、長野県では9.76%から9.71%に引下げられ、新潟県に次いで2番目に低くなりました。全国一律の介護保険料率は、1.65%から1.57%に引下げとなります。

給与から控除される従業員負担分は次の通りです。

健康保険料 4.855% 介護保険料 0.785% 雇用保険料(一般業)0.3% (建設業)0.4%

【例】標準報酬月額200,000円の場合 → 健康保険料9,710円 介護保険料1,570円
（雇用保険料は平成29年度の料率が据え置かれました。）



また、従業員採用時の社会保険と雇用保険の資格取得日は、事業主と本人との間で契約した**在籍となる初日**（試用期間や研修期間も含まれます）になります。特に試用期間、研修期間、休日、祝日等がある場合には、注意が必要です。

大久保 亜衣